

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：滑川市

1. 全職員

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.2%
任期の定めのない常勤職員以外	110.6%
全ての職員	70.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき一律に決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.8%
本庁課長相当職	97.9%
本庁課長補佐相当職	101.4%
本庁係長相当職	95.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	102.1%
26～30年	92.5%
21～25年	93.1%
16～20年	94.6%
11～15年	85.5%
6～10年	90.1%
1～5年	85.8%

【説明欄】

- ・ 全職員の男女比は4：6であるところ、任期の定めのない常勤職員に比べて給与水準が低い任期の定めのない常勤職員以外の職員（会計年度任用職員等）が全職員の55.8%を占めており、その男女比は3：7である。給与水準が低い会計年度任用職員の女性が多いことから、全職員でみても男性の給与に対する女性の給与の割合を下げる結果となった。
- ・ 任期の定めのない常勤職員の扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は87.5%、住居手当の受給者に占める男性の割合は78.6%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。